⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係る提案を除く。）を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

⑼　本工事は、総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する通知を行う工事である。

⑽　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑾　本工事は、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）、経常建設工業企業体（以下「経常ＪＶ」という。）又は単体有資格者（以下「単体」という。）であること。

なお、特定ＪＶ又は、経常ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札時までに大阪航空局の平成25・26年度一般（指名）競争参加資格者のうち「建築工事業」での認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

⑶　特定ＪＶ、経常ＪＶの代表者又は単体においては、大阪航空局における平成25・26年度一般（指名）競争参加資格者の認定の際に算定した数値（総合数値）が建築工事業において1,200点以上であること。また、特定ＪＶの代表者以外の構成員においては、大阪航空局における平成25・26年度一般（指名）競争参加資格者の認定の際に算定した数値（総合数値）が建築工事業において1,000点以上であること。

⑷　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（2⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札までの期間に、航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付空経第386号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑺　次に掲げる施工実績を有すること。

①　特定ＪＶ、経常ＪＶの代表者又は単体にあっては、平成10年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した、「同種工事１」の実績を有する者であること。（元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。）なお、当該実績が平成13年４月１日以降に完成した国土交通省の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

【同種工事１】
・内容：大規模空間をもつ建築物の新築又は増築。
・用途：問わない。
・構造：鉄骨造又は、鉄骨鉄筋コンクリート造。
・建物高さ：問わない。
・梁間：連続する鉄骨トラス梁50m以上。

②　特定ＪＶ、経常ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、平成10年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した、「同種工事１又は同種工事２の要件を満たす工事の実績」を有する者であること。（元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。）なお、当該実績が平成13年４月１日以降に完成した国土交通省の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

【同種工事２】
・内容：新築又は増築。
・用途：問わない。
・構造：鉄筋コンクリート造又は、鉄骨鉄筋コンクリート造。
・階数：２階建以上。
・規模：延床面積1,500㎡以上。

⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。なお、特定ＪＶ又は経常ＪＶの場合は全構成員が必ず１名以上配置しなければならない。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項に該当しない場合は、専任の義務は要しない。なお、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

１）１級建築施工管理技士、１級建築士又はこれらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者であること。

２）下記に掲げる工事の経験を有する者であること。

①　特定ＪＶ又は経常ＪＶの代表者又は単体にあっては2⑺①に掲げる同種工事１の経験を有する者であること。

②　特定ＪＶ又は経常ＪＶの代表者以外の構成者にあっては2⑺①又は②に掲げる同種工事１又は２の経験を有する者であること。

３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

４）競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。これを証することができる資料を求めることがあり、その提示がなされない場合は競争入札に参加できないことがある。

５）主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間は以下のとおりとする。

①　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間。（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの期間。）なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

②　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）とする。

⑼　大阪航空局が発注した建築工事で、平成23年４月１日以降に完成した施工実績がある場合においては、これらに係る工事成績評定の平均が65点以上であること。

⑽　競争入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

⑾　本工事に係る設計業務等の受託者との間に資本関係又は人的関係がないこと。なお「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、「（株）梓設計」である。

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　落札者の決定方法　本工事の総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式とする。

①　入札参加者は、価格及び技術提案（コンクリート躯体の品質確保、周辺環境に配慮した安全対策）、施工体制の評価をもって入札を行い、3⑵評価対象要件に該当する者のうち、3⑶評価項目と評価基準によって得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

②　上記①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。